【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】　―――――――――――――――――――――

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】⑸　―――――――――――――――――――――

【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(51)　略］

(52)　ファンドの経理状況

［ａ～ｃ　略］

ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。

ｅ　併合によりファンドの最近２計算期間（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(53)及び(54)ａにおいて同じ。）に係る財務書類を作成していない場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(44)ｄに準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。

［(53)～(59)　略］

(60)　管理会社の経理状況

ａ　管理会社の最近２事業年度（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。

ｂ　［略］

ｃ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号中様式Ｂに準じて記載すること。

ｄ　管理会社が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、ａ及びｃ本文の記載並びにｂに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている管理会社の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

［(61)～(69)　略］

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】　―――――――――――――――――――――

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】⑸　―――――――――――――――――――――

【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(51)　同左］

(52)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。

ｅ　併合によりファンドの最近２計算期間（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(53)及び(54)ａにおいて同じ。）に係る財務書類を作成していない場合には、投資者がファンドの投資資産の状況を適切に把握できるよう、第四号様式「記載上の注意」(44)ｄに準じて、当該併合に係るファンドの状況について記載すること。

［(53)～(59)　同左］

(60)　［同左］

ａ　管理会社の最近２事業年度（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）における財務書類について記載すること。

ｂ　［同左］

ｃ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号中様式Ｂに準じて記載すること。

ｄ　管理会社が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、ａ及びｃ本文の記載並びにｂに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部　提出会社の保証会社等の情報」の「第１　保証会社情報」の「２　継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている管理会社の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の５に規定する四半期報告書をいう。以下ｄにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

［(61)～(69)　同左］

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日